

直営施設の管理運営の在り方の再検証の結果一覧

所管部局	施設名	方向性			備考
		直営継続	地方独法化 検討	指定管理者 制度導入	
総務部	県立大学				H19.4地方独法化
	県立記録資料館				
企画振興部	吉備高原都市センター区広場				
	岡南飛行場				
	岡山空港				
生活環境部	消費生活センター				
	環境保健センター				
	県立美術館				
	天神山文化プラザ				
	交通事故相談所				
	男女共同参画推進センター				
	青少年総合相談センター				
	自然保護センター				
	保健福祉部	福祉相談センター			
	総合福祉・ボランティア・NPO会館				
	県立岡山病院				H19.4地方独法化
	精神保健福祉センター				
	身体障害者更生相談所				
	知的障害者更生相談所				
	県立成徳学校				
	女性相談所				
産業労働部	工業技術センター				
	中小企業労働相談所				
	職業能力開発校				
農林水産部	農業総合センター				
	生物科学総合研究所				
	総合畜産センター				
	と畜場				
	食肉地方卸売市場				
	水産試験場				
	漁港				
	小型船舶係留施設(漁港分)				
	林業試験場				
	木材加工技術センター				
土木部	港湾施設				岡山港に先行導入
	小型船舶係留施設(港湾分)				
	後楽園				
	水島緑地				
	児島湖流域下水道浄化センター				
教育庁	生涯学習センター				
	県立図書館				
	渋川青年の家				
	青少年教育センター閑谷学校				
	県立博物館				
合計	44施設	22	10	10	

(注1)「直営継続」欄に記載している番号は、各施設に係る主な直営継続理由であり、その内容は、次のとおりである。

法律上で管理主体が制約されているもの
 行政処分を行うもの
 高い公共性、専門性が求められるもの
 県施策推進との関連性が強いもの
 個人情報保護の必要性が著しく高いもの
 その他施設の設置形態等に特別な理由があるもの

(注2)「指定管理者制度導入」欄に記載している内容は、次のとおりである。

「 」: 全部導入 「 」: 施設管理などへの一部導入

(注3)表中 の表示のある施設は、平成19年4月から指定管理者制度を導入予定の施設である。

(注4) 小型船舶係留施設(漁港分・港湾分)については、プレジャーボート対策を進める中で引き続き検討する。